

藤沢市民会館等再整備事業の進捗状況について

藤沢市民会館等再整備事業（以下「本事業」という。）については、令和元年11月に開催された「藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会」（以下「特別委員会」という。）において、庁内検討プロジェクトによる新市民会館に複合化する機能の検討、市民ワークショップ、関係団体との意見交換及びサウンディング調査における新市民会館のあり方、民間事業者による本事業の可能性について、聴き取りを行うことを報告しました。

これらについて、前年度の特別委員会以降の取組や市としての方向性を含めた現在の進捗状況、今後の予定等について報告するものです。

1 これまでの取組について

(1) 検討経過等

令和元年	11月29日	藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会
	12月5日	サウンディング調査実施（国主催）
	7日	市民ワークショップ開催（第3回）
	18日	庁内検討プロジェクト開催（第3回）
令和2年	1月11日	市民ワークショップ開催（第4回（最終回））
	28日	藤沢市公共資産活用等検討委員会（第3回）
	2月25日	藤沢市公共資産活用等検討委員会（第4回）
	3月10日	庁内検討プロジェクト開催（第4回）
	11日	藤沢市公共資産活用等検討委員会（第5回）
	6月5日	藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会 公募委員選考委員会

(2) 庁内検討プロジェクトについて

昨年11月の特別委員会において、複合化要望のあった文書館等の機能について報告をいたしました。その後、本プロジェクトでは、各機能の必要性について議論しました。

(3) 市民ワークショップについて（資料2）

市民会館等の再整備にあたり、市内に在住・在勤の方で、全ての回への参加を基本に公募し、参加した28人を3班に分け、全4回開催しました。それぞれの開催日での基調講演後、その日の課題に関して各班での議論をし、最後に発表をするという形式で行いました。

(4) 関係団体との意見交換について（資料3）

これまで、藤沢市文化団体連合会、公益財団法人藤沢市みらい創造財団から、新市民会館に関する意見・要望を聴き取りました。

(5) サウンディング調査について

サウンディング調査は、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、民間事業者との直接の対話により、意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法です。また、対象事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業への民間事業者の参入意欲の向上を期待するものです。

ア 市独自によるサウンディング調査（資料4-1）

本調査は、市が主体となり、ホームページ等で参加を募り、令和元年11月12日から15日に開催した直接対話（意見交換会）には26社の応募があり、最終的には25社の参加を得て、民間事業者の意見や提案等を受けることができました。その後、調査結果をとりまとめ、ホームページでその結果を公表しています。

イ 国主催^{※1}のサウンディング調査（資料4-2）

本調査は国が主催するもので、設計コンサル、ゼネコン、運営業者等11社と直接意見交換を行いました。ここでは、事業手法やホールの規模等の意見がありました。なお、こちらの結果についても、ホームページでその結果を公表しています。

(6) 新市民会館と複合化する機能についての審査の視点

庁内検討プロジェクトにおいて整理した各機能や必要性について、昨年11月の特別委員会において報告した次の6つの視点に基づき、複合化に係る機能の審査をしました。

ア 市民や利用者等が望む機能についての視点

イ 市民会館や南市民図書館等の文化施設が集積されるエリアでのマッチングの視点

ウ 機能集約による利便性の向上についての視点

エ 生活・文化拠点エリア全体で創出可能な効果についての視点

オ 今後の財政負担の縮減についての視点

カ その他市民意見等により必要と思われる機能についての視点

(7) 新市民会館と複合化する機能について（資料5）

上記6つの視点に基づき、新市民会館と複合化する機能についての市として意思決定した方向性は次のとおりです。

ア 複合化「可」とした機能

（ア）防災備蓄倉庫

（イ）文書館

^{※1} 国主催：内閣府と国土交通省では、平成27年度から全国を9つのブロックに分け、官民連携事業に関する情報・ノウハウの共有・習得、関係者間の連携強化、具体的な案件形成を図るための産官学金の協議の場（ブロックプラットフォーム）を設置し、情報・ノウハウの横展開を図っており、当該活動の一環として、地方公共団体の有する案件の事業構想や公募案件等について、民間事業者から提案、意見をいただくサウンディングの場を平成29年度から設置しています。

- (ウ) 青少年会館
- イ 複合化「否」とした機能
 - (ア) 環境拠点収集場所
 - (イ) アートスペース (F A S)
- ウ 複合化しないが、計画時に配慮すべき機能
 - (ア) 環境フェアイベントスペース
 - (イ) 生涯学習室
- エ 可否の判断に至らず、複数案を作成した機能
 - (ア) 市民活動推進センター

なお、それぞれの機能についての現段階における規模については、[参考資料 1](#)のとおりです。

2 今後の予定について

今年度は、基本構想を策定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式をはじめとした社会情勢の変化や本市の財政見通しなど、多くの不確定要素があるため、一度立ち止まって再考することが必要と考えます。

このことから、今年度実施予定の基本構想策定につきましては、令和3年度以降に着手することとし、「藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会」につきましても、今年度の開催は見送ることといたしました。

(1) 今年度の取組

- ア 庁内検討プロジェクトについて
 - (ア) 複合化する機能の規模の縮減と、重複や類似した機能の共有化の検討
 - (イ) 近接する奥田公園等周辺施設の活用方法等の検討
- イ 関係団体との意見交換について
 - (ア) 藤沢商工会議所等、関係団体からの意見・要望についての聴き取り

(2) 前回までの特別委員会に報告したスケジュール

- 令和2年度 基本構想
- 令和3年度 基本計画 (PPP/PFI手法導入可能性調査を含む)
- 令和4年度 基本設計
- 令和5年度 実施設計
- 令和6年度～令和8年度 新築工事 (既存建物解体工事を含む)
- 令和9年度 供用開始

※令和4年度以降の予定については、直営方式による場合の予定です。

以 上

事務担当 企画政策部 企画政策課
生涯学習部 文化芸術課

市民ワークショップ 結果まとめ

市民ワークショップ

- (1) 実施日時：第1回 2019年 9月 7日午後2時から午後5時まで
第2回 2019年11月 9日午後1時から午後4時まで
第3回 2019年12月 7日午後1時から午後4時まで
第4回 2020年 1月11日午後1時から午後4時まで
- (2) 実施場所：藤沢市役所本庁舎8-1, 8-2会議室
- (3) 参加者数：28人
- (4) 議論テーマごとのまとめ

ア 藤沢の文化とは？20年後どうあるべきか？（第1回）

- ・様々な年代や様々な国の人々が、平和の上に成り立つ文化芸術に触れる機会や体験する機会を提供でき、また、他からの文化流入や新たな文化を受け入れることができる「柔軟な文化」が藤沢に必要である。

イ 市民会館のあり方について（第1回）

- ・高齢者、障がいのある方、多国籍の方等、様々な人々が利用できる「利用者にやさしい施設」
- ・文化芸術を中心に、人と人との交流がうまれる「文化と人の交差点」
- ・子どもや若者が集い、学べる「人材の育成のための拠点」
- ・公共性を持った施設運営による「誰もが利用できる施設」

ウ 市民会館に求められる機能について（第2回）

- ・美術品等の企画展示できる機能
- ・博物館としての機能
- ・発表等の練習場所としての機能
- ・小規模な発表等も行える機能
- ・様々な人が集える“居場所”としての機能
- ・情報発信拠点としての機能
- ・災害時の避難場所としての機能
- ・伝統文化を継承していくための機能

- ・図書館及び文書館機能
- ・文化活動や社会教育のための機能
- ・子育て拠点としての機能
- ・市民参加による運営

エ 市民会館に求められるホール機能について（第2回）

- ・多目的に使用できる大ホール機能
- ・クラシック仕様の小ホール機能
- ・古典芸能向けの舞台としての機能
- ・フラットスペース化できるホール機能
- ・ロビーやホワイエで交流できる機能
- ・搬出入に配慮した機能
- ・楽屋機能の充実
- ・リハーサル等に利用できる施設機能
- ・工夫した座席配置による観覧性の向上
- ・親子連れでも鑑賞が行えるような機能
- ・バリアフリーへの配慮（観る側だけでなく、使う側にも）
- ・観劇の合間等にくつろげるようなスペース（軽喫茶等）
- ・メンテナンス性の高い施設及び設備

オ 新市民会館におけるホール以外の機能について（第3回）

- ・情報発信の場や交流の場等，多用途に使えるフリースペース的機能
- ・人と人との出会いや世代間交流につながる機能
- ・市の情報を提供するビジターセンター的機能
- ・美術・工芸作品の制作活動ができる機能
- ・避難施設としての機能の充実
- ・時代のニーズに合わせた使い方ができる施設
- ・様々な人が文化や芸術と出会うきっかけとなる施設
- ・藤沢の文化の拠点施設として，ランドマークとなりうる施設
- ・前庭部分を整備し，イベントスペースや発表場所など多目的に活用
- ・既存のペDESTリアンデッキを活用
- ・レストランの併設による利便性の向上

カ これまでの議論経過を踏まえた「新・市民会館」のあるべき姿について(第4回)

- ・国籍・年齢・障がいの有無等にかかわらず，誰もが集い，文化芸術に触れることができ，また利用できる施設であるべき。

- ・ホール機能については今後においても、さらなる議論が必要である。
- ・講演会や学習会を行える諸室，スタジオ，アトリエ等，誰もが利用できる施設や博物館のような機能が必要である。
- ・市民参加による運営を行い，様々な人々，分野の垣根を超えた交流をはぐくみ，お互いを高めあうことができるような施設となるべき。
- ・複合施設として一体型の建物を整備し，周囲はオープンなスペースとして多目的にしようできるようにすべき。
- ・市民が気軽に文化や美術などを鑑賞できるような施設を併設すべき。

以 上

関係団体からのヒアリング 結果まとめ

1 藤沢市文化団体連合会からのヒアリング

- (1) 実施日時：2020年1月16日 午後3時30分から午後5時まで
- (2) 実施場所：藤沢市民会館内会議室
- (3) 意見等

ア 施設（全体）について

- ・複合施設として市民会館機能に図書館と市民ギャラリーがプラスされることはよいことである。
- ・ホールのように音が出る施設と図書館のように静寂が求められる施設を一棟の中に入れ込むのは難しいのではないかと。
- ・施設のバリアフリー化は必須である。
- ・文化活動を主体とした活動ができる場であること。
- ・様々な文化体験ができる文化スペースであるべき。
- ・人の行き来を生む、活気のある施設とすべき。

イ 施設（個別機能）について

(ア) ホール等に関すること

- ・現状の小ホール（434席）よりも小さい、100席から150席程度のホールがあるとよい。
- ・ホール楽屋の機能（室数・広さ等）を充実させてほしい。また、配置の工夫も必要である。
- ・現在の大ホールにあるような親子室を全てのホールに設置する。
- ・ホールには専用のホワイエが必要である。
- ・300席から400席の小ホールに加え、100席程度の劇場があると便利。
- ・現在の大中小ホールに加え、200人規模が2つ、100人規模が1つあると理想的。小規模ホールを多くしたほうが良い。
- ・ホール座席は前列の人と重ならないよう工夫する。

(イ) 市民ギャラリーに関すること

- ・ギャラリー部分は一辺20m以上、高さ3.5m以上、防水床であることが必要。また、現在3週にわたり部門ごとに実施している市展を一度に行えるだけのスペースがあるとよい。
- ・美術館に近い展示機能を備えた市民ギャラリーが必要。また、市民ギャラリーと併設して学芸員による企画展示ができるスぺー

スがあるとより効果的である。

- ・児童生徒が藤沢の文化について学べる施設とすべき。

(ウ) その他の施設等に関すること

- ・市の所有する文化財や浮世絵を展示できるような美術館を併設すべき。
- ・会議室等については可動壁とし、様々なニーズにこたえられるようにしつらえる。
- ・楽器や歌などの練習に使用できる防音機能が備わった多目的室が必要である。
- ・茶道や日本舞踊、雅楽などの活動の場として6畳程度の水屋が併設された20畳程度の和室が必要である。
- ・設置する機材は最新のものとするべき。
- ・屋外においても声や音を出した練習ができるように。
- ・多目的に使用できる屋外広場（舞台）があるとよい。
- ・垂直方向の移動手段を十分に確保すること。
- ・ホール規模に合わせた十分な数のトイレの設置が必要。

ウ 付帯する施設等について

- ・来館者やギャラリー利用者が雨に濡れないで施設にアクセスできる駐車場が必要である。
- ・出演者や搬入車用の業務用駐車場のスペースを十分に確保する。
- ・大型バスの駐車スペースを備えるべき。
- ・市所有の美術品や文化財の保管庫を併設する。

エ 文化活動について

- ・藤沢市民オペラは本市の文化の顔として今後も継続していくべき。
- ・建て替えの期間中に利用が可能な施設が必要。

2 公益財団法人藤沢市みらい創造財団からのヒアリング

- (1) 実施日時：2020年2月27日 午前10時から午前11時30分 まで
- (2) 実施場所：藤沢市民会館内会議室
- (3) 意見等

ア 施設（全体）について

- ・新しい市民会館には、青少年会館的機能を付加することで、子ども、青少年、若者たちが集える「居場所」とすべき。そのためには、大人が立ち入ることができないスペースを設ける必要がある。
- ・文化の発信・継承の拠点であるべき。そのためには鑑賞のための機能だけではなく、体験ができる施設であることが重要である。
- ・バリアフリーにソフト・ハードの両面から十分配慮していく必要がある。

イ 施設（個別機能）について

(ア) ホール等に関すること

- ・市民利用を中心として考えるべき。施設の規模として、現状以上のものは必要ないと考える。また、様々な団体が使うことが想定されるため、多用途に使えることが必要である。
- ・座席のピッチについては現状では狭い。適正なサイズや配置を検討するべきである。
- ・市民オペラ等の練習会場として、大きなスタジオ兼練習室のようなものが必要。規模としては100人程度が練習できる防音機能が備わったもの。練習時以外は貸出施設とする。
- ・30人から40人程度の収容力の音楽室があると、気軽に利用しやすいのではないか。

(イ) 市民ギャラリーに関すること

- ・市民利用のためのギャラリーを補完するような展示施設があるとよい。

(ウ) その他の施設等に関すること

- ・青少年が集える「居場所として」、大人が立ち入れない、青少年のみが利用可能な場所が必要である。
- ・公共Wi-Fiによるインターネット接続環境を提供する。

以上

市独自サウンディング調査について

1 説明会の開催

実施説明会・現地見学会の開催

開催日：2019年10月31日（木）

開催場所：藤沢市民会館 第2展示集会ホール

参加企業数：54社

2 対話（意見交換）結果

(1) 対話（意見交換）の開催

開催日：2019年11月12日（火）～2019年11月15日（金）
及び 2019年11月21日（木）

開催場所：藤沢市役所 本庁舎 又は 藤沢市民会館会議室「かわせみ」

参加事業者数：25社・グループ（対話申込数26社・グループ）

(2) 対話（意見交換）での意見等

対象事項	対話（意見交換）での意見
ホールの施設や規模	<ul style="list-style-type: none">500席未満の規模は、稼働率の点では優れるものの収益性は低い。800～1000席程度が、市民利用中心とする場合の適正規模ではないか。1200～1500席の規模が市民利用と興行のバランスをとる場合の最低限の座席数。2000席以上は興行者としては収益を期待できる。近隣自治体との差別化による利用率の向上を図るべき。中ホールの可能性を検討すべき。複雑な舞台装置は不要と考える。ホールへの搬入動線の確実な確保が重要である。
公共施設機能の複合化	<ul style="list-style-type: none">事業者から提案があった公共施設機能： 図書館、文書館、市民ギャラリー、奥田公園、公共駐車場、生涯学習施設、高齢者福祉施設、子育て支援施設などホールと図書館を併設する場合には、ホールやリハーサル室等の音が図書館へ干渉しないよう構造上の配慮が必要と考える。
付帯事業	<ul style="list-style-type: none">事業者から提案があった付帯事業： カフェ、レストラン、コンビニエンスストア、医療モール、民間福祉施設など再整備事業をPFI手法で行う場合は、契約形態が異なる付帯施設などの機能は別棟とすることが妥当と考える。大きく収益を上げられる施設は難しい。飲食店は一定の収益が見込める。コンビニエンスストアがあると利便性が向上する。子ども向け施設があると他の公共施設との相乗効果が期待できる。

対象事項	対話（意見交換）での意見
防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ピロティ形式（２階建以上の建物で１階部分が柱のみの外構空間となっている建築物）が推奨できる。 ▪ 基礎を堅固にし、浸水に備えて設備や配置を工夫する。 ▪ 既存のペDESTリアンデッキとホールエントランス（ホール入り口）を同じ高さとする。 ▪ 電気室等の上階配置が必要。
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 競争性をきちんと担保すること。特定事業者や団体が事業体に参加することが必須要件にならないこと。 ▪ 実績だけにとらわれない、柔軟な資格要件を設定すること。 ▪ 施設管理の一部再委託を認めること。
事業スキーム	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 建設・運営・維持管理を含むPFI手法が適当である。 ▪ 運営・維持管理においては、指定管理者制度の適用が妥当である。 ▪ DB方式とし、運営は指定管理者制度を活用する。
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 再整備事業をPFI事業で行う場合 <ul style="list-style-type: none"> →音響や空調設備等の更新を考慮する場合は10年間 →大規模改修を含めない期間として、15年間または20年間 ▪ 再整備事業を指定管理制度併用で行う場合 <ul style="list-style-type: none"> →指定管理期間は5年間が一つの目安
リスク分担	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 再整備事業をPFI手法で行う場合は、公示後に建物の仕様や機能の大幅な変更が発生した場合は市のリスクとすること。 ▪ 要求水準を変更する場合は、サービス対価の変更を伴うこと。 ▪ 設計の自由度を許容する設計条件を設定すること。
事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市民会館には市民の日常生活に取り込まれるような機能を持たせるべき。 ▪ 付帯事業は、人目に付く国道467号沿いでの展開できるように。 ▪ 住宅を可能とするため地区計画の変更が必要。 ▪ 建設業務や運営業務などで行われる複数の業務を効率よく連携するため、総括業務責任者を設置したほうが良い。 ▪ 施設の建設に重きを置くのではなく、その後の維持管理・運営を重視する事業とすることを望む。 ▪ 再整備中に市民会館の機能を止めない施工方法を検討すべきである。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 旧近藤邸は活用しながら保存し、市民会館と一体的に運営することが望ましい。 ▪ 旧近藤邸は現在の位置から移設したほうがいい。 ▪ 市民会館と奥田公園は一体的に利用できる計画にすべき。 ▪ 奥田公園を含む一体的整備や運営は事業として魅力がある。 ▪ PFI手法の場合、公募から提案までの期間は6か月以上確保したほうが、応募事業者が増えるとともに良い提案につながる。 ▪ 基本構想と基本計画の期間は短縮が可能と考える。

官民連携事業の推進のための地方ブロックプラットフォーム
 関東ブロックサウンディング結果

1. 開催日時 2019年12月5日(木) 16時25分から17時25分まで
2. 会場 TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター
3. 参加者 11社
4. 対話の内容等 (凡例 ◆:参加者 →:藤沢市)

テーマ	対話の内容等
事業手法等	<p>◆指定管理者制度を考えているのか。 →指定管理者制度に限らず、民間企業が参入しやすい手法を検討したい。</p> <p>◆公園や駐車場を含めた一括運営等も視野に入れているか。 →エリアマネジメントのように一体的な運営でエリア全体を考慮した整備やイベントの開催等、魅力ある地域になることを期待している。</p> <p>◆立地的にも参入する魅力のある事業だと考える。</p>
複合施設	<p>◆ホール・図書館・ギャラリーの運営はそれぞれ専門性が要求されるのでコンソーシアムが複雑になる。公募等では適正な競争ができるような配慮が必要である。</p> <p>◆複合化することでコストダウンや利便性の向上は期待できるが、多すぎるとコンソーシアムの組成が難しくなる恐れがある。</p>
周辺の公共施設	<p>◆周辺公共施設の一体的な維持管理運営事業は魅力がある。</p> <p>◆奥田公園の活用について具体的なイメージはあるか。 →手法としては Park-PFI も考えられる。ハード面では、現在、市民会館と高低差があり分断されているので、公園と一体性のある整備を検討したい。</p> <p>◆旧近藤邸は改修し、民間がカフェ等を運営することは可能か。 →様々な問題はあるが、必要性があり事業費が確保できれ</p>

	<p>ば移設や改修をし、民間に運営してもらうこともあり得る。</p>
<p>事業 スケジュール</p>	<p>◆導入可能性調査を実施するタイミングは、基本計画策定後にするなど、定量的評価が可能な時期に実施したほうがよい。</p> <p>◆事業着手までの期間が長いが理由はあるのか。 →市民や関係団体、議会に対して丁寧な説明をするとともに、意見交換の時間を確保したい。</p> <p>◆供用開始までの期間が長いので、事業参入を検討するのはリスクが高い。</p>
<p>事業費</p>	<p>◆様々な公共施設を複合化し、洪水浸水対策が必要となると想定事業費 120 億円は厳しい印象がある。 →床面積の縮減や事業費の削減は今後の課題である。複合する施設の跡地売却等も併せて検討していく。</p> <p>◆ホールは特殊設備が多いので、仕様によって事業費は大きく変動する。</p>
<p>市民会館の ホール</p>	<p>◆大ホール 1,400 席程度を想定した理由は何か。 →現状の席数と同等とした。最終的には市民や関係団体の意見を集約し、専門家の見解を踏まえて決定する。</p> <p>◆市民利用を優先するとはどのような条件になるか。 →興行による収益を得ることを優先せず、利用主体は市民とすることを前提にするということである。</p> <p>◆近隣市と同等規模にせず、さらに大規模なホールにすると差別化になると思われる。 →他市との差別化を図ることもよいが、市民が最も利用しやすいホールの規模にすることを優先したい。</p> <p>◆1,400 席程度であれば、藤沢市の立地等を考えると十分収益を得られると考える。</p> <p>◆移動観覧席を設置する方法もあるが、音響性能は低下する恐れがある。</p>
<p>その他</p>	<p>◆災害対策に関する提案が重要な要素になる。</p> <p>◆被災時のリスク分担を明確にしておくとうい。</p>

藤沢市公共資産活用等検討委員会における藤沢市民会館等再整備事業に伴う複合化機能（施設）審査結果一覧表

機能（施設）名称	所管課	複合化の可否	可否等の理由	条件等
防災備蓄倉庫	防災政策課	可	<ul style="list-style-type: none"> ● 再整備する市民会館が、現在と同じく広域避難場所や避難施設になることから、避難者等を対象とした備品を備蓄しておく必要がある。 ● 事業予定地が洪水浸水想定区域内であり、当該機能は浸水被害を受けない階層（2階以上）に設置することが条件となるため、新市民会館等施設と一体的に複合整備する必要がある。 	
文書館	市民相談情報課	可	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民会館と合わせて整備する南市民図書館や常設展示室とは文書（図書）の閲覧や歴史的資料の展示といった事業内容において親和性があり、業務の一部を共通のスタッフが担うことにより、業務の効率化及び人件費の縮減効果等が期待できる。 ● 南市民図書館に設ける書架と文書館の書庫は、構造や設備環境に共通するものが多く、一体的に整備することにより、建設コストを縮減することができる。 ● 現文書館は昭和60年（書庫は昭和51年）に建設されたものであり、市民会館等再整備事業による施設が整備された時点では法定耐用年数を迎えることになるため、近い将来において大規模修繕又は改築が必要になる。複合化した場合には、この費用と外部倉庫への保管業務委託費が削減できることに加え、跡地を売却することが可能となる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 現文書館の資産を売却すること。ただし、他の用途で有効活用するものとして市の意思決定がなされた場合を除く。 2 南市民図書館及び常設展示室等とのスタッフの兼務等執行体制を見直すことにより、人件費の縮減を検討すること。 3 南市民図書館と近接した位置とする等、建設コスト縮減に配慮した配置とすること。 4 書庫の規模は、将来的な保管方針や公文書の増加量を予測して適切な規模とすること。
青少年会館	青少年課	可	<ul style="list-style-type: none"> ● 現青少年会館は、生活・文化拠点から暫定的に移転したもので、移転当時から、将来、市民会館等の再整備にあわせて整備を検討するとしており、今回の市民会館等との複合化は従来の市の方針に沿った考え方である。 ● 市民会館や南市民図書館と合わせて整備することにより、青少年がこれまで以上に文化や生涯学習に触れる機会を創出することができるとともに、地区計画の整備方針のひとつである「交流施設の整備」として、多世代・多機能の交流に資することが期待できる。 <p>なお、再配置については、本検討委員会から次の2案を提示することとする。</p> <p>【案の1】 青少年会館・市民活動推進センターともに新市民会館等施設に複合化する。 現青少年会館の建物・土地は、他の用途で有効活用できる場合を除き、売却とする。</p> <p>【案の2】 青少年会館は新市民会館等施設に複合化する。 空き施設となる現青少年会館建物を改修し、市民活動推進センターとして有効活用する。</p>	<p>【案の1を採用した場合】 現青少年会館の資産を売却すること。ただし、他の用途で有効活用するものとして市の意思決定がなされた場合を除く。</p> <p>【案の2を採用した場合】 現青少年会館は、市民活動推進センターとして活用すること。</p> <p>【両案共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 複合化する効果を最大限発揮するために、要望している各機能は他の施設との共用を前提とし、床面積を縮減すること。 2 運営についてPFI手法等を採用する可能性があることから、運営者を現在の指定管理者に限定しないこと。 3 公益財団法人藤沢市みらい創造財団は、現青少年会館から他の施設へ移転させること。また、移転に伴う当該団体との調整については、関係課と協力して進めること。

機能（施設）名称	所管課	複合化の可否	可否等の理由	条件等
環境拠点収集場所	環境事業センター	否	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活・文化拠点エリアの方針として、文化・情報・交流施設の整備とその誘導が掲げられているが、資源を収集し、又は回収するという機能は、この方針に合致した機能とは言えない。 ● 今回の事業予定地以外においても設置する余地があり、あえて新市民会館等施設と複合化する必要がない。 	
アートスペース (FAS)	文化芸術課	否	<ul style="list-style-type: none"> ● 現アートスペースは、辻堂C-X整備当時、新たな文化の拠点と位置付けて整備した施設である。藤澤浮世絵館と合わせて辻堂地区の文化拠点としての性格を有しており、アートスペース単独で生活・文化拠点へ移すことについて妥当性がない。 	
環境フェア イベントスペース	環境総務課	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境フェアイベントスペース専用の室を確保しなくても、新市民会館等施設に整備予定の展示室や屋外広場等を活用すれば従来どおりのイベントの開催は可能であるため、今後の基本構想・基本計画策定時において、当該イベント等が実施できるよう配慮することとする。 	
生涯学習室	生涯学習総務課	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習室専用の室を確保しなくても、新市民会館等施設に整備予定の会議室等と機能を兼ねることが可能であるため、今後の基本構想・基本計画策定時において、生涯学習活動が行えるよう配慮することとする。 	
市民活動推進センター	市民自治推進課	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在入居している民間ビルから転出すること、青少年会館が新市民会館等施設との複合化により、現青少年会館から移転することを前提として、本検討委員会から次の2案を提示することとする。 <p>【案の1】 青少年会館・市民活動推進センターともに新市民会館等施設に複合化する。 現青少年会館の建物・土地は、他の用途で有効活用できる場合を除き、売却とする。</p> <p>【案の2】 青少年会館は新市民会館等施設に複合化する。 空き施設となる現青少年会館建物を改修し、市民活動推進センターとして有効活用する。</p>	<p>【案の1を採用した場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 複合化する効果を最大限発揮するために、要望している各機能は他の施設との共用を前提とし、床面積を縮減すること。 2 運営についてPFI手法等を採用する可能性があることから、運営者を現在の指定管理者に限定しないこと。 <p>【案の2を採用した場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現市民活動推進センターより面積は広がるが、要望面積の確保はできない。

令和2年8月24日
 藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会【参考資料1】

機能集約・複合化 検討経過資料

(単位:㎡)

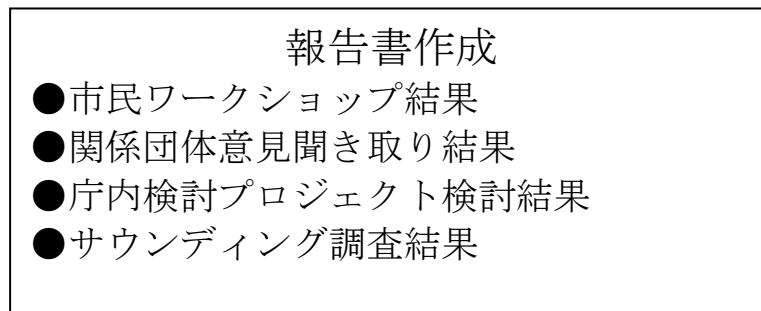
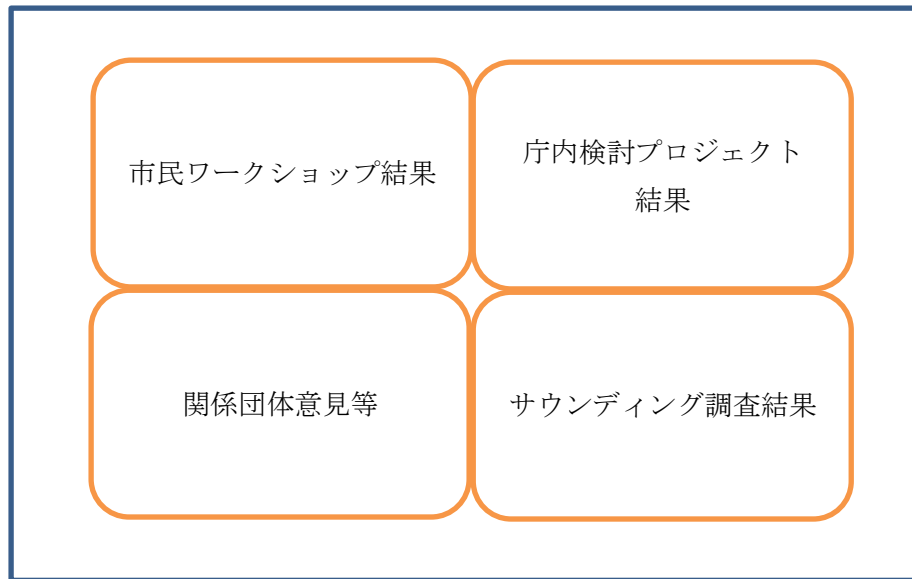
施設(機能)	現況面積	要望調査	要望見直し	委員会審査(※)	備考
市民会館	8,070	8,290	8,290	8,290	
市民ギャラリー	487	570	570	570	
南市民図書館	1,315	2,410	2,410	2,410	
常設展示室	168	547	247	247	
小計①	10,040	11,817	11,517	11,517	
廊下・エントランス・EV・WC等	4,960	3,545	3,455	3,455	
合計①	15,000	15,362	14,972	14,972	
アールスペース	427	450	450	0	複合化「否」
青少年会館	440	960	960	760	
市民活動推進センター	449	720	720	720	
防災備蓄倉庫	10	100	100	100	
生涯学習室	0	200	200	0	他機能と共用
文書館	965	1,878	1,878	1,878	
環境フェアイベントスペース	0	946	946	0	他機能と共用
環境拠点収集場所	0	25	25	0	複合化「否」
小計②	2,291	5,279	5,279	3,458	
廊下・エントランス・EV・WC等	687	1,584	1,584	1,037	
合計②	2,978	6,863	6,863	4,495	
小計①+②	12,331	17,096	16,796	14,975	
廊下・エントランス・EV・WC等	5,647	5,129	5,039	4,493	
合計①+②	17,978	22,225	21,835	19,468	

部分は、新市民会館に複合化する機能として令和元年11月藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会において報告した機能です。

※「委員会審査」とは、藤沢市公共資産活用等検討委員会において、検討及び審査した機能であることを示しています。

注) 本表の面積は、現時点における想定床面積を積み上げた集計であり、各機能の面積は確定したものではありません。

意見集約の流れ



藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会